

佐賀市いじめ防止基本方針概要

I 佐賀市いじめ防止基本方針の策定

1 策定の意義

- ・いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）が平成25年9月28日に施行されたことを受けて、市教育委員会が、従来取り組んできたいじめの防止・早期発見・対処のための対策を、市が総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ・すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず行う。
- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が理解できるようにする。
- ・県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

II いじめの防止等のための組織

市は、法が施行されたことを受けて、市教育委員会が平成20年度から運営している学校問題解決サポート事業の組織機能をさらに充実させることで、同法に対応することとする。

1 学校問題解決サポート事業実務者会議

- ・市教育委員会は、いじめの防止等に関する機関等との連携を図るため、学校問題解決サポート事業実務者会議（以下、「実務者会議」という。）を設置する。

2 学校問題解決サポート事業専門チーム

- ・市教育委員会は、法第28条の規定に基づき、市立学校におけるいじめ問題及びその重大事態に対応するための機関として、学校問題解決サポート事業専門チーム（以下、「専門チーム」という。）を設置する。

3 いじめ防止対策委員会

- ・各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ問題への対応等、学校内外におけるいじめの防止等の対策を効果的に行うため、いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

III いじめの防止等のための市の取組

1 学校の取組への指導・支援

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止など、学校の主体的・組織的な取組を積極的に指導・支援する。

2 警察との連携

3 保護者・地域の取組への支援

- ・社会総がかりで子どもの悩みや相談を受け止め、いじめ防止等につなげることができよう、保護者・地域の取組を支援する。

4 県教育委員会との連携

- ・県教育委員会との積極的な連携を図り、市全体のいじめの防止等の取組のさらなる充実を図る。

IV 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

- ・法に規定する重大事態が発生した際、学校が調査を行う主体となる場合は、委員会が事実確認及び調査を行う。市教育委員会は、必要に応じて指導・支援を行う。

市教育委員会が調査を行う主体となる場合は、学校問題解決サポート事業本部（以下、「事業本部」という。）を設置し、事業本部が事実確認を行った後、専門チームに依頼し、専門チームが調査を行うものとする。

2 調査結果の提供及び報告

- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、留意して、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・学校又は専門チームは、調査結果を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、速やかに、市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査

- ・報告を受けた市長は、必要があれば調査結果の再調査を実施する。

4 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・市長は再調査結果を議会へ報告し、市長及び市教育委員会が必要な措置を講ずる。

V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

1 施策等の点検・評価

2 基本方針の見直し